

文部科学省設置法の制定に伴う東京学芸大学関係規程の整備に関する規程を次のように制定する。

平成13年2月9日

東京学芸大学長  
岡本靖正

平成13年規程第5号

文部科学省設置法の制定に伴う東京学芸大学関係規程の整備に関する規程

(東京学芸大学運営諮問会議規程の一部改正)

第1条 東京学芸大学運営諮問会議規程(平成12年規程第4号)の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(東京学芸大学入学料免除取扱規程の一部改正)

第2条 東京学芸大学入学料免除取扱規程(昭和63年規程第3号)の一部を次のように改正する。

「文部省」を「文部科学省」に改める。

(授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正)

第3条 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程(昭和45年規程第2号)の一部を次のように改正する。

「文部省」を「文部科学省」に改める。

(東京学芸大学学位規程の一部改正)

第4条 東京学芸大学学位規程(昭和42年規程第14号)の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(東京学芸大学組換えDNA実験安全管理規程の一部改正)

第5条 東京学芸大学組換えDNA実験安全管理規程(平成4年規程第7号)の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第15条中「文部省通知」を「文部科学省通知」に改める。

(東京学芸大学奨学寄附金取扱規程の一部改正)

第6条 東京学芸大学奨学寄附金取扱規程(昭和61年規程第2号)の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程の一部改正)

第7条 東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程(昭和61年規程第3号)の一部を次のように改正する。

「文部省学術国際局長」を「文部科学省研究振興局長」に、「文部大臣」を「文

部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に改める。

（東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正）

第8条 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）の一部を次のように改正する。

「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。

附 則

この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

東京学芸大学運営諮問会議規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 運営諮問会議は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、学長の申出を受けて<u>文部大臣</u>が任命した委員若干人で組織する。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 運営諮問会議は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、学長の申出を受けて<u>文部科学大臣</u>が任命した委員若干人で組織する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。</u></p>

東京学芸大学入学料免除取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(許可)                      第7条 第2条及び第3条の規定による免除については、大学院教育学研究科及び特殊教育特別専攻科にあつては大学院教育学研究科委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会、学部にあつては学生委員会の選考を経て、学長が許可する。ただし、学部に係る免除については、あらかじめ<u>文部省</u>の承認を得るものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(許可)                      第7条 第2条及び第3条の規定による免除については、大学院教育学研究科及び特殊教育特別専攻科にあつては大学院教育学研究科委員会、大学院連合学校教育学研究科にあつては大学院連合学校教育学研究科委員会、学部にあつては学生委員会の選考を経て、学長が許可する。ただし、学部に係る免除については、あらかじめ<u>文部科学省</u>の承認を得るものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>                      この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。</p>

授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(免除限度額)</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号による授業料の免除は、学長が、年度当初に<u>文部省</u>からの通知に基づき、授業料免除限度額の範囲内でこれを行う。</p> <p>2 前条第1号及び第2号による授業料の免除額が前項の限度額を超える場合は、学長は<u>文部省</u>へ授業料超過免除申請を行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(免除限度額)</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号による授業料の免除は、学長が、年度当初に<u>文部科学省</u>からの通知に基づき、授業料免除限度額の範囲内でこれを行う。</p> <p>2 前条第1号及び第2号による授業料の免除額が前項の限度額を超える場合は、学長は<u>文部科学省</u>へ授業料超過免除申請を行うものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。</u></p>

東京学芸大学学位規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第31条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すると決定した者には学位記(別紙様式 又は )を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、<u>文部大臣</u>に報告するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第31条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すると決定した者には学位記(別紙様式 又は )を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、<u>文部科学大臣</u>に報告するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。</u></p>

東京学芸大学組換えDNA実験安全管理規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(審査の基準)</p> <p>第15条 委員会が実験計画の安全性について審査する場合の基準は、実験指針及び実験に係る<u>文部省通知</u>の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員会への諮問等)</p> <p>第17条 学長は、提出された大臣承認実験の実験計画について、委員会に諮問し、その審査の結果に基づき、<u>文部大臣</u>に申請するものとする。</p> <p>2 学長は、提出された機関承認実験の実験計画について、委員会に諮問し、その審査の結果に基づき、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。この場合において、実験の安全確保のための措置が十分であることの確認を求める必要がある場合は、別紙様式8により、あらかじめ<u>文部大臣</u>に確認申請を行うものとする。</p> <p>3 学長は、提出された機関届出実験の実験計画について、委員会に諮問し、受理するか否かの決定を行うものとする。</p> <p>4 学長は、第1項及び第2項の実験に使用している動植物個体又はその子孫を他の大学等の研究者等に供与するとき(当該実験責任者が他の大学等での実験を継続するため動植物個体又はその子孫を移すときを含む。)は、当該他の大学等の長の承認を得るものとする。ただし、大臣承認実験により作製した動植物個体又はその子孫を他の研究者から供与を受けるときは、別紙様式6及び別紙様式7により、別途<u>文部大臣</u>の承認を得なければならない。</p> <p>5 前項ただし書の規定は、異種DNA分子を導入した動植物個体のうち、<u>文部大臣</u>が安定かつ安全な系統動植物として認定したものには適用しない。</p> <p>(通知)</p> <p>第18条 学長は、前条第1項から第4項までの規定により<u>文部大臣</u>の承認を得たとき又は決定を行ったときは、速やかに部局長を経て、当該実験責任者に通知するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">組換えDNA実験計画申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p><u>文部大臣</u> 殿</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(審査の基準)</p> <p>第15条 委員会が実験計画の安全性について審査する場合の基準は、実験指針及び実験に係る<u>文部科学省通知</u>の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員会への諮問等)</p> <p>第17条 学長は、提出された大臣承認実験の実験計画について、委員会に諮問し、その審査の結果に基づき、<u>文部科学大臣</u>に申請するものとする。</p> <p>2 学長は、提出された機関承認実験の実験計画について、委員会に諮問し、その審査の結果に基づき、承認を与えるか否かの決定を行うものとする。この場合において、実験の安全確保のための措置が十分であることの確認を求める必要がある場合は、別紙様式8により、あらかじめ<u>文部科学大臣</u>に確認申請を行うものとする。</p> <p>3 学長は、提出された機関届出実験の実験計画について、委員会に諮問し、受理するか否かの決定を行うものとする。</p> <p>4 学長は、第1項及び第2項の実験に使用している動植物個体又はその子孫を他の大学等の研究者等に供与するとき(当該実験責任者が他の大学等での実験を継続するため動植物個体又はその子孫を移すときを含む。)は、当該他の大学等の長の承認を得るものとする。ただし、大臣承認実験により作製した動植物個体又はその子孫を他の研究者から供与を受けるときは、別紙様式6及び別紙様式7により、別途<u>文部科学大臣</u>の承認を得なければならない。</p> <p>5 前項ただし書の規定は、異種DNA分子を導入した動植物個体のうち、<u>文部科学大臣</u>が安定かつ安全な系統動植物として認定したものには適用しない。</p> <p>(通知)</p> <p>第18条 学長は、前条第1項から第4項までの規定により<u>文部科学大臣</u>の承認を得たとき又は決定を行ったときは、速やかに部局長を経て、当該実験責任者に通知するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">組換えDNA実験計画申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p><u>文部科学大臣</u> 殿</p>

〔省略〕

別紙様式 2

組換えDNA実験（組換え体作製・増殖実験）計画書

〔省略〕

（注6）由来と系統名を記載すること。文部大臣の認定を受けた宿主 - ベクター系のうち、認定に際して系統名が明記してある系統については、系統名のみを記載すればよい。

（注7）由来と種類を記載すること。文部大臣の認定を受けた宿主 - ベクター系のうち、認定に際して種類が明記してある種類については、種類のみを記載すればよい。

〔省略〕

別紙

文部大臣の承認事項

〔省略〕

別紙様式 6

動植物個体又はその子孫の供与等の計画申請書

平成 年 月 日

文部大臣 殿

〔省略〕

別紙様式 8

実験等の安全確保措置確認申請書

平成 年 月 日

文部大臣 殿

〔省略〕

別紙様式 2

組換えDNA実験（組換え体作製・増殖実験）計画書

〔省略〕

（注6）由来と系統名を記載すること。文部科学大臣の認定を受けた宿主 - ベクター系のうち、認定に際して系統名が明記してある系統については、系統名のみを記載すればよい。

（注7）由来と種類を記載すること。文部科学大臣の認定を受けた宿主 - ベクター系のうち、認定に際して種類が明記してある種類については、種類のみを記載すればよい。

〔省略〕

別紙

文部科学大臣の承認事項

〔省略〕

別紙様式 6

動植物個体又はその子孫の供与等の計画申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

〔省略〕

別紙様式 8

実験等の安全確保措置確認申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

〔省略〕

附 則

この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

東京学芸大学奨学寄附金取扱規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(歳入納付の報告)</p> <p>第6条 学長は、奨学寄附金が歳入に納付されたときは、<u>文部大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>(交付の請求及び出納保管)</p> <p>第7条 学長は、奨学寄附金が歳入に納付されたときは、支出官に対し奨学交付金の請求を行うものとする。</p> <p>2 学長は、奨学交付金の交付を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに歳入歳出外現金出納官吏(以下「出納官吏」という。)に委任経理金(<u>文部大臣</u>から学長に経理を委任された奨学寄附金に相当する現金をいう。以下同じ。)として出納保管を命ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(歳入納付の報告)</p> <p>第6条 学長は、奨学寄附金が歳入に納付されたときは、<u>文部科学大臣</u>に報告しなければならない。</p> <p>(交付の請求及び出納保管)</p> <p>第7条 学長は、奨学寄附金が歳入に納付されたときは、支出官に対し奨学交付金の請求を行うものとする。</p> <p>2 学長は、奨学交付金の交付を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに歳入歳出外現金出納官吏(以下「出納官吏」という。)に委任経理金(<u>文部科学大臣</u>から学長に経理を委任された奨学寄附金に相当する現金をいう。以下同じ。)として出納保管を命ずるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。</u></p>

東京学芸大学における民間等との共同研究取扱規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>（受入れの決定）</p> <p>第5条 学長は、前条の申請を受理したときは、代議員会（<u>連合学校教育学研究所</u>にあつては<u>連合学校教育学研究所委員会</u>）の議を経て受入れを決定するものとする。</p> <p>2 学長は、前項の決定に当たり、あらかじめ民間等共同研究員の受入れ枠の配分について、<u>文部省学術国際局長</u>に申請するものとする。</p> <p>3 第9条第3項ただし書に規定する申請は、前条の申請と併せて行うものとする。</p> <p>4 学長は、前2項の申請に対する結果に基づいて民間機関等と合意した、民間機関等との共同研究計画書（別紙様式第4号）を速やかに<u>文部省学術国際局長</u>に提出するものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（受入れの決定）</p> <p>第5条 学長は、前条の申請を受理したときは、代議員会（<u>連合学校教育学研究所</u>にあつては<u>連合学校教育学研究所委員会</u>）の議を経て受入れを決定するものとする。</p> <p>2 学長は、前項の決定に当たり、あらかじめ民間等共同研究員の受入れ枠の配分について、<u>文部科学省研究振興局長</u>に申請するものとする。</p> <p>3 第9条第3項ただし書に規定する申請は、前条の申請と併せて行うものとする。</p> <p>4 学長は、前2項の申請に対する結果に基づいて民間機関等と合意した、民間機関等との共同研究計画書（別紙様式第4号）を速やかに<u>文部科学省研究振興局長</u>に提出するものとする。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>（研究料）</p> <p>第8条 民間等共同研究員の研究料は、<u>文部大臣</u>が定める額とし、月割計算は行わないものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（研究料）</p> <p>第8条 民間等共同研究員の研究料は、<u>文部科学大臣</u>が定める額とし、月割計算は行わないものとする。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>（経費の負担）</p> <p>第9条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を負担するものとする。</p> <p>2 民間機関等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。</p> <p>3 本学は、前項にかかわらず、予算の範囲において、前項の直接経費の一部を負担することができるものとする。ただし、特に予算措置を必要とするときは、研究経費の配分を<u>文部省</u>に申請するものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（経費の負担）</p> <p>第9条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を負担するものとする。</p> <p>2 民間機関等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。</p> <p>3 本学は、前項にかかわらず、予算の範囲において、前項の直接経費の一部を負担することができるものとする。ただし、特に予算措置を必要とするときは、研究経費の配分を<u>文部科学省</u>に申請するものとする。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>（研究成果等の報告）</p> <p>第15条 担当教官は、共同研究を完了したときは、共同研究実施報告書（別紙様式第10号）を学長に提出するものとする。</p> <p>2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちに契約担当官に通知するものとする。</p> <p>3 学長は、第9条第3項ただし書により研究費の配分を受けたものについては、<u>文部省学術国際局長</u>に実施報告するものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（研究成果等の報告）</p> <p>第15条 担当教官は、共同研究を完了したときは、共同研究実施報告書（別紙様式第10号）を学長に提出するものとする。</p> <p>2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちに契約担当官に通知するものとする。</p> <p>3 学長は、第9条第3項ただし書により研究費の配分を受けたものについては、<u>文部科学省研究振興局長</u>に実施報告するものとする。</p>

〔省略〕

別紙様式第7号

共同研究契約書

〔省略〕

(共同研究に従事する者)

- 第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が本共同研究に参加させる者を民間等共同研究員として受け入れる者とする。
- 3 乙は、乙が本共同研究に参加させる別表第1に掲げる民間等共同研究員に係る研究科(文部大臣の定める額×人数)円を負担するものとする。

〔省略〕

〔省略〕

別紙様式第7号

共同研究契約書

〔省略〕

(共同研究に従事する者)

- 第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究に参加させるものとする。
- 2 甲は、乙が本共同研究に参加させる者を民間等共同研究員として受け入れる者とする。
- 3 乙は、乙が本共同研究に参加させる別表第1に掲げる民間等共同研究員に係る研究科(文部科学大臣の定める額×人数)円を負担するものとする。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

東京学芸大学放射線障害予防規程 新旧対照表(抄)

現 行	改 正
<p>〔省略〕</p> <p>(測定)</p> <p>第22条 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。</p> <p>2 排気口又は排水口にあつては、排気又は排水のつど放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。</p> <p>3 取扱主任者は、前2項の結果を測定記録簿に記録し、これを5年間保存しなければならない。</p> <p>4 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して、立ち入っている間継続して適切な測定用具を着用させ、次の各号に従い、その者の受けた個人被ばく線量当量を測定しなければならない。</p> <p>(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量当量について行うこと。</p> <p>(2) 測定は、胸部(女子にあつては腹部)について1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。</p> <p>(3) 前号のほか、体幹部のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(女子にあつては腹部及び大たい部)から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。</p> <p>(4) 第2号及び第3号のほか、手、指等の末端部の外部被ばくが最大となるおそれのある場合には、その部位についても行うこと。</p> <p>(5) 放射性同位元素等を誤つて摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。</p> <p>5 前項の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間(女子にあつては、毎月1日を初日とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について集計し、記録しなければならない。</p> <p>6 前項の測定結果から、実効線量当量及び組織線量当量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間(女子は、毎月1日を始期とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について算定し、記録しなければならない。</p> <p>7 前2項の測定記録簿は、永久保存とし、そのつど対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし、5年間保存後に、<u>科学技術庁長官</u>が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(測定)</p> <p>第22条 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。</p> <p>2 排気口又は排水口にあつては、排気又は排水のつど放射性同位元素等による汚染の状況を測定しなければならない。</p> <p>3 取扱主任者は、前2項の結果を測定記録簿に記録し、これを5年間保存しなければならない。</p> <p>4 取扱主任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所に立ち入る者に対して、立ち入っている間継続して適切な測定用具を着用させ、次の各号に従い、その者の受けた個人被ばく線量当量を測定しなければならない。</p> <p>(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量当量について行うこと。</p> <p>(2) 測定は、胸部(女子にあつては腹部)について1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。</p> <p>(3) 前号のほか、体幹部のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(女子にあつては腹部及び大たい部)から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。</p> <p>(4) 第2号及び第3号のほか、手、指等の末端部の外部被ばくが最大となるおそれのある場合には、その部位についても行うこと。</p> <p>(5) 放射性同位元素等を誤つて摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。</p> <p>5 前項の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間(女子にあつては、毎月1日を初日とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について集計し、記録しなければならない。</p> <p>6 前項の測定結果から、実効線量当量及び組織線量当量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間(女子は、毎月1日を始期とする1月間)及び4月1日を始期とする1年間について算定し、記録しなければならない。</p> <p>7 前2項の測定記録簿は、永久保存とし、そのつど対象者に対しその写を交付しなければならない。ただし、5年間保存後に、<u>文部科学大臣</u>が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>(健康診断)</p> <p>第24条 学長は、放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者に対して、施行規則第22条及び</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(健康診断)</p> <p>第24条 学長は、放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者に対して、施行規則第22条及び</p>

規則10 - 5 第26条に規定する健康診断を実施しなければならない。

- 2 健康診断は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は、6月を超えない期間（白内障に関する眼の検査及び皮膚の検査については3月）ごとに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えるおそれのない場合で、医師が必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。
- 4 前項により健康診断を省略する場合であつて、その後当該年度の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えた場合は、遅滞なくその者に対して健康診断を実施するものとする。
- 5 学長は、前3項の規定にかかわらず、放射性同位元素の摂取、表面密度限度を超える皮膚の汚染、線量当量限度を超える被ばく等が認められた者又は取扱主任者が必要と認めたと者に対し、遅滞なく健康診断を行わなければならない。
- 6 前項までの健康診断の記録は、取扱主任者が点検し、学生の記録については保健管理センターに、職員の記録については人事課において保管するものとし、そのつど対象者に対しその写を交付しなければならない。
- 7 前項の健康診断の記録は、永久保存とする。ただし、5年間保存後に、科学技術庁長官が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。

〔省略〕

（報告）

第26条の2 RI実験施設長は、施行規則第39条第3項に規定する放射線管理報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、所定の期日までに、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告があつたときは、所定の期間内にこれを科学技術庁長官に提出しなければならない。

（危険時の措置）

第27条 地震、火災その他の災害及び放射性同位元素等の取扱いにおける事故が起こつたことにより、放射線障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該事態を発見した者は、直ちに消火、付近にいる者の避難、汚染の広がりの防止等放射線障害の発生を防止するために応急の措置を講ずるとともに、取扱主任者又は取扱副主任者にその旨を通報すること。
- (2) 前号の通報を受けた者は、必要があると認められるときは、警察署又は消防署に通報すること。
- (3) 第1号の通報を受けた者は、放射性同位元素の使用又は管理区域内への立ち入りを禁止するなど必要な応急措置を講じ、かつ、速やかに学長及び関係者に通報すること。
- (4) 学長は、前号の通報があつたときは、直ちに放射線障害の発生又は拡大を防

規則10 - 5 第26条に規定する健康診断を実施しなければならない。

- 2 健康診断は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は、6月を超えない期間（白内障に関する眼の検査及び皮膚の検査については3月）ごとに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えるおそれのない場合で、医師が必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。
- 4 前項により健康診断を省略する場合であつて、その後当該年度の線量当量が実効線量当量限度又は組織線量当量限度の10分の3を超えた場合は、遅滞なくその者に対して健康診断を実施するものとする。
- 5 学長は、前3項の規定にかかわらず、放射性同位元素の摂取、表面密度限度を超える皮膚の汚染、線量当量限度を超える被ばく等が認められた者又は取扱主任者が必要と認めたと者に対し、遅滞なく健康診断を行わなければならない。
- 6 前項までの健康診断の記録は、取扱主任者が点検し、学生の記録については保健管理センターに、職員の記録については人事課において保管するものとし、そのつど対象者に対しその写を交付しなければならない。
- 7 前項の健康診断の記録は、永久保存とする。ただし、5年間保存後に、文部科学大臣が指定する機関に引き渡す場合は、この限りではない。

〔省略〕

（報告）

第26条の2 RI実験施設長は、施行規則第39条第3項に規定する放射線管理報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、所定の期日までに、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告があつたときは、所定の期間内にこれを文部科学大臣に提出しなければならない。

（危険時の措置）

第27条 地震、火災その他の災害及び放射性同位元素等の取扱いにおける事故が起こつたことにより、放射線障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該事態を発見した者は、直ちに消火、付近にいる者の避難、汚染の広がりの防止等放射線障害の発生を防止するために応急の措置を講ずるとともに、取扱主任者又は取扱副主任者にその旨を通報すること。
- (2) 前号の通報を受けた者は、必要があると認められるときは、警察署又は消防署に通報すること。
- (3) 第1号の通報を受けた者は、放射性同位元素の使用又は管理区域内への立ち入りを禁止するなど必要な応急措置を講じ、かつ、速やかに学長及び関係者に通報すること。
- (4) 学長は、前号の通報があつたときは、直ちに放射線障害の発生又は拡大を防

止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の原因を調査し、その結果及び措置の内容等を遅滞なく、科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 放射線装置に係る事項の事態が生じたときの放射線装置使用責任者の構すべき措置については、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

(事故等の報告)

第28条 取扱主任者は、次の各号の一に該当する事態が発生したときは、直ちにその状況及びそれに対する措置を5日以内に学長に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合
- (3) 業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ科学技術庁長官に報告しなければならない。

〔省略〕

止するために必要な措置を講ずるとともに、事故の原因を調査し、その結果及び措置の内容等を遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。

2 放射線装置に係る事項の事態が生じたときの放射線装置使用責任者の構すべき措置については、前項第1号から第3号までの規定を準用する。

(事故等の報告)

第28条 取扱主任者は、次の各号の一に該当する事態が発生したときは、直ちにその状況及びそれに対する措置を5日以内に学長に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合
- (3) 業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成13年2月9日から施行し、平成13年1月6日から適用する。